

議第二号

徳島県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和三年七月八日

提出者

岡 須見 一 佑 樹
岡 本 富 治 仁
岩 佐 義 弘
杉 本 直 樹
西 沢 貴 朗
吉 田 益 子
喜 多 宏 思
嘉 見 博 之
井 下 泰 憲
重 清 佳 之
東 条 恭 子

徳島県議会議長

岩 丸 正 史 殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。